

全日本実業団剣道連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、全日本実業団剣道連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、剣道を通じて産業人の人格と、体位の向上および相互の親睦をはかり、もって我が国の産業振興に寄与することを目的とする。

(所在地)

第3条 本連盟の所在地は、東京都台東区浅草7丁目1番地14号 宇賀神ビル内におく。

(事業)

第4条 本連盟は、その目的達成のため下記事業を行う。

- 1, 全日本実業団剣道大会
- 2, 地区実業団剣道大会の支援
- 3, その他剣道振興のため適當と認められる事項

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 本連盟の会員は下に掲げるものである。

- 1, 正会員
- 2, 賛助会員

(正会員)

第6条 正会員は、企業または企業の事業所に属する剣道部とする。

(賛助会員)

第7条 理事会の決議により、本連盟の目的と事業に賛同して毎年定額の賛助をする団体、または個人を賛助会員とする。

(入会)

第8条 第6条に定める資格を有するものが入会しようとするときは、理事会の承認を要する。

(会員の権利)

第9条 正会員は、会員総会に出席して議事に参加し、または本連盟の各種行事に参加することができる。

第3章 役 員

(役員)

第10条 本連盟に次の役員をおき、名誉職とする。

会長 1名 副会長 若干名

理事長 1名 理事 若干名

監事 2名 幹事 若干名

(副会長)

第11条 会長は、本連盟を統理する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

会長、副会長は、理事会において互選によって定める。

(名誉会長、名誉顧問、参与)

第12条 会長、副会長、その他の役員であったものが退任する際理事会の決議により、その功績を讃え名誉会長、名誉顧問、参与の称号を送ることができる。

名誉会長、名誉顧問は、本連盟の最高諮問機関とする。

参与は、重要事項につき会長の諮問に応える。

(理事長)

第13条 理事長は、会務全般を司掌する。

理事長は、理事の中より会長が任命する。

(理事)

第14条 理事は、理事会を構成し重要会務を審議する。

(監事)

第15条 監事は、本連盟の経理を監査する。

(理事、監事の選任)

第16条 理事及び監事は、会員総会において選出する。

(幹事)

第17条 幹事は、理事長の推举により会長がこれを選任する。

幹事は、理事長を輔けて会務の運営にあたる。

(任期)

第18条 役員の任期は、選出された年次の全国大会終了のときから2年後の全国大会終了のときまでとする。

補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

名誉会長、名誉顧問、参与は任期を定めない。

第4章 会 議

(会議の種類)

第19条 本連盟の会議は、会員総会および理事会とする。

(会員総会)

第20条 会員総会は、本連盟の最高議決機関であつて年1回会長がこれを召集する。ただし必要ある場合、会長は臨時にこれを召集することができる。

(会員総会の権限)

第21条 会員総会は、次の権限を有する。

1, 理事、監事を選出すること

- 2, 会務の報告を受けること
- 3, 決算を審議すること
- 4, 会費その他会員の負担を決定すること
- 5, 本規約の改廃を決議すること

(会員総会の議決)

第22条 会員総会は、会員の過半数の出席によって成立する。ただし出席する他の会員に委任したものは出席とみなす。
会員総会の決議は出席会員の多数決による。

(理事会)

第23条 理事会は、本規約に定めたる権限を行うほか、会務の運営の全般につき協議する。

会長または理事長は、必要により隨時理事会を召集する。

(理事会の構成及び議決)

第24条 理事会の構成及び決議については、第22条を準用する。
理事長は、文書によって各理事に諮る事により、理事会の召集を省略することができる。

第5章 経理

(収入)

第25条 本連盟の経費は、入会金、会費、贊助会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。
入会金、会費の変更は、理事会の提案にもとづき会員総会において決定する。

(会計年度)

第26条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日におわる。

第6章 雜則

(規約の変更)

第27条 この規約の変更は、理事会の提案にもとづき、会員総会において決定する。

(会員の失格)

第28条 会員が会費の納入をおこたり、また会員たるの名誉をき損したときは、理事会の決議により会員の資格を失う。
前項後段の決議は、次の会員総会の追認を要する。

以上

昭和33年9月20日 改正

昭和39年11月7日 改正

昭和50年9月13日 改正